

## 山口市生活支援型給食サービス事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱による山口市生活支援型給食サービス事業(以下「本事業」という。)は、高齢者の低栄養状態を早期に発見するとともに、「食べること」を通じて低栄養状態を改善し、自分らしい生活の確立と自己実現を支援する。

また、高齢者等の地域における健康で自立した生活を継続させるため、栄養改善の必要な高齢者等に対する配食サービスを活用したネットワーク形成を図るとともに、配食を通じた見守りサービスを「食」の自立の観点から十分なアセスメントを行った上で計画的・有機的につなげて提供することを目的とする。

### (事業主体)

第2条 本事業の事業主体は山口市とする。この場合において、本事業の運営のうち利用者及び配食内容の決定を除き、本事業の一部を適切な業務実施が確保できると認められる社会福祉法人等(以下「受託法人等」という。)に委託することにより実施するものとする。

### (事業種別)

第3条 受託法人等は、次の事業に係る業務を実施する。

- (1) 栄養改善配食サービス事業
- (2) 配食見守り支援事業(次条第1項第2号及び第3号にかかるもの)

### (対象者)

第4条 本事業の対象者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有し、次に掲げる者とする。

- (1) 栄養改善配食サービス事業  
介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項第1号に規定する第一号生活支援事業の対象となる者であつて、低栄養状態にある又はそのおそれのある者
- (2) 配食見守り支援事業(第一号生活支援事業)  
法第115条の45第1項第1号に規定する第一号生活支援事業の対象となる者(前号に該当する者を除く。)
- (3) 配食見守り支援事業(法における任意事業)  
前2号に掲げる者のほか、老衰、身体の障がい及び疾病等の理由により調理等が困難な者で次に掲げる世帯に属する者
  - ア おおむね65歳以上の高齢者単身世帯
  - イ 75歳以上の高齢者のみの世帯
  - ウ おおむね65歳以上の高齢者で昼間家族が不在である等の世帯
  - エ 重度身体障害者単身世帯
  - オ 重度身体障害者で昼間家族が不在である等の世帯

2 前項の規定にかかわらず、山口市基幹型地域包括支援センター(介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センターで、山口市が設置した統括機能をもつものをいう。)に設置される包括ケア会議(以下「包括ケア会議」という。)において、特に配食サービスが必要と認められる場合にあつては、本事業の利用を妨げないものとする。

(利用の申請)

第5条 第3条第1項第2号の配食見守り支援事業を利用しようとする者（以下「利用申請者」という。）は、別に定める申請書により市長に対し申し出なければならない。

2 前項に規定する本事業の利用申請の手続きは、山口市の各地域包括支援センター（介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センターで、各圏域に設置されたものをいう。以下「包括支援センター」という。）の職員等において代行することができる。

(本事業の利用、決定)

第6条 市長は、本事業の利用について、次のとおり決定する。

(1) 栄養改善配食サービス事業

市長は、本事業の利用について、介護予防ケアマネジメントを実施して作成したケアプランに基づき決定するものとする。

(2) 配食見守り支援事業（第3条第1項第2号にかかるもの）

市長は、前条の規定により申請があったときは、包括ケア会議を活用し、当該利用申請者について、すみやかにアセスメントの実施等その利用の必要性について検討し、利用の可否について決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により利用の可否を決定したときは、別に定める通知書により当該利用申請者に通知するものとする。

(台帳整備)

第7条 市長は、第6条の規定により利用決定したときは、その利用状況等必要な事項について、別に定める様式により整備するものとする。

(事業内容)

第8条 本事業は、高齢者等の栄養状態や心身の状況、そのおかれている環境、高齢者等及びその家族の希望等の情報を収集、分析するとともに、地域の実情に応じ、配食サービス等のほか、地域住民が主体となった活動等のインフォーマルサービスも含めた社会資源の状況を勘案して、配食見守りを通じた食の自立支援又は低栄養状態の改善の観点から食関連サービスの利用調整を行う。また、定期的（おおむね3か月から6か月程度）にサービスの実施状況、高齢者等の状況等を確認し、必要に応じ、サービスの再調整を行うとともに包括支援センターにその状況を報告する。

2 前項により配食サービスを利用することが適切であると認められた者に対し、バランスのとれた夕食又は昼食を調理し、訪問により配食するとともに、併せて、高齢者等の安否を確認し、異常等があった場合は、関係機関への連絡等を行うものとする。

(実施要件)

第9条 本事業の実施要件は、次のとおりとする。

(1) 年度を通して毎日実施するものとする。

(2) 対象者1人当たりの利用限度は、栄養改善配食サービス事業については1日2食とし、配食見守り支援事業については1日1食とする。

(3) 治療食は、対象者の年齢及び心身の状況に応じた適切な栄養量等を有する食事内容とし、その内容は別に定めるものとする。

(4) 調理事業所は、栄養管理体制（栄養士配置）の整備を必須とする。ただし、在宅栄養士等の活用は妨げないものとする。

2 対象者は、山口市ふれあい型給食サービス事業との同日併用は受けることはできない。  
(委託料)

第10条 本事業を委託した場合の委託料の基準額及び委託料の請求の方法については、別に締結する委託契約書により約定するところによる。

(届出)

第11条 第6条第2項の規定により本事業利用の決定の通知を受けた利用申請者は当該決定を受けた利用対象者（以下「利用者」という。）が本事業の利用期間中において、次のいずれかに該当した場合には、すみやかに市長に届け出なければならない。

(1) 利用者が入院等により在宅の状態でなくなったとき

(2) 利用者が転居又は転出したとき

(サービスの廃止及び停止)

第12条 市長は、前条の規定による届け出があったときは、廃止又は停止を決定し、別に定める様式により通知するものとする。

(利用者負担)

第13条 利用者は、本事業の利用に際し、別表に定める利用料を負担するものとする。

2 受託法人の長は、前項に規定する実費相当額を利用者から徴収するものとする。

3 毎年7月1日を基準日として介護保険料区分等の確認を行ない、利用者負担に変更がある利用者については、別に定める通知書により当該利用者へ通知するものとする。

(評価)

第14条 包括支援センターは、本事業の利用者について、一定期間を目安に事前アセスメント、事後アセスメントをまとめ、目標の達成、客観的な運動機能や栄養・口腔状態の変化、健康関連QOLの変化等の評価を行うものとする。

(帳簿等の整備等)

第15条 受託法人等は、本事業に係る利用実績について証する帳簿等を常に整備しておかなければならない。

2 前項の帳簿等の保存期間は、5年とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本事業の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(実施要件の特例)

2 本要綱第9条第1項第4号に掲げる栄養管理体制整備要件を満たす調理事業所が所在しない等の理由により、本事業の実施が困難な地域については、当分の間、栄養士を配置しない調理事業所を活用することができるものとする。

(利用者負担)

3 本要綱第14条第1項第3号において、「介護保険料第1段階及び第2段階」とあるのは「生活保護世帯」に、「介護保険料第3段階」とあるのは「市民税非課税世帯」と平成18年4月から6月の間は読み替えるものとする。

(山口市「食」自立支援事業実施要綱の廃止)

- 4 山口市「食」自立支援事業実施要綱(平成17年10月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に、編入前の阿東町「食」の自立支援事業(配食サービス事業)実施要綱(阿東町制定)の規定によりなされた決定その他の行為については、この要綱の相当規定により既になされたものとみなす。

- 3 編入前の阿東町の区域に住所を有する者に対する手続きその他行為については、平成22年度4月から適用し、平成21年度の手続き」その他行為については、編入前の阿東町「食」の自立支援事業(配食サービス事業)実施要綱町生活管理指導短期宿泊事業要綱の例による。

(利用者負担の特例)

- 4 編入前の阿東町の区域における利用者負担額については、平成22年度に限り、第14条第1項第1号中「金500円」を「金450円」に、同項第3号中「金200円」を「金150円」に読み替える。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

別表（第13条関係）

| 種目            | 内容                     | 利用者区分   | 利用料        |
|---------------|------------------------|---|------------|
| 基本<br>利用<br>料 | 食材費及び調<br>理費相当額        | 介護保険料第1段階に該当する者   | 310<br>円以内 |
|               |                        | 介護保険料第2段階及び第3段階に該当する者                                   | 410<br>円以内 |
|               |                        | 64歳以下で生活保護受給者   | 310<br>円以内 |
|               |                        | 64歳以下で市町村民税非課税世帯であり、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下となる者 | 310<br>円以内 |
|               |                        | 64歳以下で市町村民税非課税世帯であり、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が80万円を超える者  | 410<br>円以内 |
|               |                        | 上記以外の利用者  | 510<br>円以内 |
| 治療<br>食加<br>算 | 第9条に規定<br>する治療食の<br>配食 | 治療食を必要とする者  | 50円        |

※ 各利用料には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

※ 本表において、毎年4月から6月は前年度、毎年7月から翌年3月は当該年度の介護保険料段階及び市町村民税非課税状況を適用するものとする。